

第 69 回大阪市港湾審議会議事録

令和 3 年 1 月 26 日

大阪港湾局

目 次

1 開催日時	1
2 開催場所	1
3 審議会次第	1
4 出席委員	2
5 審議経過	3

付属資料

1 諮問書	11
2 答申書	12

1 開催日時

令和3年1月26日(火)

開会 15時00分

閉会 15時30分

2 開催場所

大阪市住之江区南港北2-1-10 ATCビル ITM棟10階

大阪港湾局第8、9会議室

3 審議会次第

(1) 開会の辞

(2) 委員紹介

(3) 港湾管理者代表者挨拶

(4) 議事

港湾環境整備負担金負担対象工事の指定について

(5) 閉会の辞

4 出席委員

柴山 恒晴	大阪倉庫協会会長
森下 貴史	大阪船主会副会長
代 西村 一起	財務省大阪税関総務部企画調整室長
代 佐々木 規雄	国土交通省近畿地方整備局大阪港湾・空港整備事務所長
代 村上 良明	国土交通省近畿運輸局海事振興部貨物・港運課長
代 井上 彰朗	大阪海上保安監部航行安全課長
代 矢野 定夫	大阪府都市整備部河川室河川整備課長補佐

5 審議経過

開 会 15時00分

○芦田総務課長 皆様おそろいでございますので、ただいまから始めさせていただきます。

本日は御多忙の中、第69回大阪市港湾審議会に御出席賜り、誠にありがとうございます。また、本市港湾行政に対しまして御高配を賜り、厚く御礼申しあげます。私は、本日の進行役を務めます大阪港湾局総務課長の芦田でございます。よろしくお願いいたします。

現在、専門部会員総数8名中、7名の御出席で、大阪市港湾審議会条例第5条に定めます定足数に達しておりますので、ただいまから第69回大阪市港湾審議会を開催いたします。

開催に当たりまして、皆様に御報告がございます。新型コロナウイルス感染拡大防止の観点より、希望される方につきましてはウェブ会議での御参加を可能とし、また、御参集いただいております皆様方につきましては、受付で検温による健康状態の確認及び消毒をお願いしております。さらに、審議会開催時におきましては、扉、窓の開放も行った上、換気を考えております。さらに、皆様におかれましては、マスクの着用をお願いして、御協力いただいたこと、お礼申しあげます。

なお、携帯電話につきましては、電源をお切りになるかマナーモードに設定していただき、審議の妨げにならないよう御協力をお願いいたします。

本審議会につきましては、大阪市港湾審議会公開基準に基づきまして、公開といたします。また、本日の審議会の議事内容につきましては、後日、本市ホームページで公開いたしますので、よろしくお願いいたします。

本日、審議の開始まで報道関係者のカメラの取材を認めましたことをあらかじめ御了承ください。

なお、今回の審議会に先立ちまして、ウェブ会議の方法により会議に参加できるように大阪市港湾審議会運営要綱を改正しておりますので、御報告いたします。

それでは、ただいまから審議に入ります前に、委員の方々の御紹介をさせていただきます。まず、大阪倉庫協会会長、柴山委員でございます。

○柴山委員 柴山です。よろしくお願いいたします。

○芦田総務課長 大阪船主会副会長、森下委員でございます。

○森下委員 森下です。どうぞよろしくお願いいたします。

○芦田総務課長 財務省大阪税関長、小林委員の代理といたしまして、大阪税関総務部企画調整室長、西村様に御出席いただいております。

○西村企画調整室長 西村です。よろしくお願いいたします。

○芦田総務課長 国土交通省近畿地方整備局長、溝口委員の代理といたしまして、近畿地方整備局大阪港湾・空港整備事務所長、佐々木様に御出席いただいております。

- 佐々木大阪港湾・空港整備事務所長 佐々木でございます。よろしくお願いいたします。
- 芦田総務課長 続きまして、国土交通省近畿運輸局長、野澤委員の代理といたしまして、近畿運輸局海事振興部貨物・港運課長、村上様に御出席いただいております。
- 村上貨物・港運課長 村上でございます。よろしくお願いいたします。
- 芦田総務課長 続きまして、大阪海上保安監部長、花井委員の代理といたしまして、航行安全課長、井上様に御出席いただいております。
- 井上航行安全課長 井上です。よろしくお願いいたします。
- 芦田総務課長 それから、大阪府都市整備部長、森岡委員の代理といたしまして、都市整備部河川室河川整備課長補佐、矢野様にオンラインにて御出席いただいております。
- 矢野河川整備課長補佐 よろしくよろしくお願いいたします。
- 芦田総務課長 なお、大阪港運協会会長の溝江委員につきましては、所用により本日は御欠席でございます。

委員の皆様の御紹介は以上でございます。

続きまして、第69回大阪市港湾審議会の開催に当たりまして、大阪港湾局長の田中より御挨拶申し上げます。

○田中港湾局長 田中でございます。

このコロナの状況の中でこういった会議での開催となりましたこと、また、本日お越しいただきましたことに改めてお礼申し上げます。ありがとうございます。

この港湾審議会を開催いたします大阪港でございますが、少し状況をお話しさせていただきたいと思っております。昨年、御承知のようにコロナの状況でございましたが、大阪港は一昨年が外貿のコンテナで213万TEUでございました。昨年は、大阪港は御承知のように輸入の港でございますので、ほかの港と比べると比較的健闘したほうでございまして、昨年は210万TEU、マイナス1.1%でございました。他港が数%あるいは10%を超えるマイナスを出す中でマイナス1.1%というのは非常に健闘したということで、これは本当に大阪港に関係する皆様の御努力、御協力によるものだと思っております。

といいますのも、年の当初2月にはマイナス25%とかいうふうに最初は大変だったのですが、昨年末でいいますと、10月はプラス3%、11月はプラス3%、12月はプラス6%と、終わりになって何とか荷物を回復できた状況でございます。ただ、一方で、御承知のように内貿のほうは、特に内貿の6割を占めますフェリーのほうが、これは夏までぐらいの数字でございますが、貨物でいうとマイナス1割、旅客でいうとマイナス5割という状況でございまして、特に旅客のほうはGo Toのほうも年末にストップしたという状況で、非常に苦慮している状況でございます。こういった点につきましては、私ども港湾管理者として、我々特にフェリーなり、クルーズも12月には少し再開しましたが、こういった状況でまた一旦止まっているという状況でございますので、こういったことも含めて私ども港湾管理者として来年度予算にはそういったところへの対策といいますか、我々行政としてできることはできる限り取り組んでいきたいという姿勢で取り組んでいるところでござい

ます。

また、年に一度の港湾審議会でございますので、昨年の御報告をさせていただきますが、お手元の資料にこういったパンフレットを入れてございます。これは御承知の方が多いかと思いますが、私どもは昨年10月に大阪港湾局という形になりました。従来は大阪港の管理者として大阪市港湾局でございましたが、府下の8つの港と合わせて9つの港を、大阪市港湾局と大阪府港湾局を一緒にしまして、大阪港湾局ということで組織を発足しております。そういった形で、このパンフレットにございますように大阪府域の9つの港湾を全て一括で管理・運営するというところでございますので、こういったスケールメリットといえますか、府下全域を管理するというところで、これは大阪港のみならず府下の堺泉北であるとか、阪南港ですとか、そういったところの管理も、また、にぎわいなり発展というのも併せて一つの組織で考えていきたいと考えているところでございます。そういった意味では本日は大阪港の環境整備負担金の御議論をいただきますが、将来の大阪港、あるいは大阪府域の港湾の発展に向けて、また皆様方の御協力、また御尽力をいただけたらと考えているところでございます。

いずれにしても、私ども、御承知のようにこの大阪港というのは、少しオリンピックがどうかという状況でございますが、2025年の万博、その万博を終えた後のIRという状況に今なっていますが、そういった将来に向けてのにぎわいなり活性化というのが今後期待されているところでございますので、そういった意味では、皆様方とともに大阪港をこうやって御議論いただくというのはありがたい時間だと思っておりますし、また、皆様からも忌憚のない御意見をいただけたらと考えているところでございます。

本日は環境整備負担金という従来からの取組の中の短い時間での議論でございますが、私どもにいろいろ御意見をいただけたらと考えているところでございます。

簡単ではございますが挨拶とさせていただきます。今日はよろしく申し上げます。

○芦田総務課長　それでは、ここでお手元にお配りしております資料の確認をお願いしたいと思います。

まず、次第でございます。それから、大阪市港湾審議会委員名簿でございます。それから、本日の配席表でございます。次に、右肩に資料1と書いております「港湾環境整備負担金負担対象工事の指定について(案)」でございます。資料2といたしまして「港湾環境整備負担金負担対象工事の指定について(案)～説明資料～」でございます。また、参考資料といたしまして「港湾環境整備負担金制度について」、それから「大阪市港湾審議会条例」「大阪市港湾審議会運営要綱」、それから、パンフレットになりますけれども、「PORT of OSAKA 2021」「大阪港案内」「大阪港湾局パンフレット」並びに大阪港湾局となりました記念として作らせていただいたボールペンをお配りしております。

お手元の資料等、不足はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以降の議事進行につきましては、森下部会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

○森下部会長 議案の審議に入ります前に、本審議会運営要綱第8条の規定によりまして、本日の議事録署名者の指名を行います。本日の議事録署名は、小林委員代理出席の西村様と野澤委員代理出席の村上様にお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

それでは、議事に入ります。

本日の審議案件は1件です。港湾法第43条及び大阪市港湾環境整備負担金条例第9条に基づき、令和2年12月9日付で港湾管理者の長たる大阪市長より諮問されました事項、港湾環境整備負担金負担対象工事の指定についてです。大阪市港湾審議会条例第6条第4項及び大阪市港湾審議会運営要綱第9条第2項第2号により、港湾環境整備負担金負担対象工事の指定については専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができるとされています。港湾環境整備負担金負担対象工事の指定について、港湾管理者より説明をお願いいたします。

○田中工務課長 大阪港湾局計画整備部工務課長、田中でございます。

港湾環境整備負担金につきましては、資料1と資料2と参考資料1つを御用意してございます。

まず初めに、資料1をお開きいただけますでしょうか。開いていただいて、簡単な表がございます。これが本日の諮問内容でございます。工事の種類、名称、場所、工事が完了した日、費用、負担区域、負担割合、負担区域内の事業場等敷地面積の合計となっております。これらに加えまして、環境整備負担金とはどういうものか、さらには具体的な工事内容はどういうものかを併せて説明させていただきたいと思っておりますので、説明につきましては、資料2のほうで説明させていただきたいと思っております。

資料2をお開きください。まず1ページ目でございますけれども、港湾環境整備負担金制度についてということで、そもそもこの制度でございますが、港湾の環境整備及び保全を目的といたしまして、港湾管理者が行う港湾環境整備に資するような工事の費用の2分の1を限度としまして、臨港地区及び港湾区域内に立地する一定規模以上の工場または事業場、これは1ヘクタール以上でございますが、の敷地を有する事業者に対して負担を求める制度でございます。昭和48年に港湾法の改正で位置づけられまして、この港湾法改正を基に大阪港では昭和55年4月に負担金条例を制定して施行というところでございます。

負担対象工事でございますが、具体的にはそこに書いていますとおり、緑地・海浜等の建設改良工事及び維持工事、公害汚泥浚渫等の工事、あと、漂流物・沈廃船等の除去清掃工事となっております。

また、負担対象事業者につきましては、工事完了日、今年度の対象となっておりますのは昨年度の工事でございますので、昨年度の工事完了した日、つまり令和2年3月末時点で臨港地区及び港湾区域内において敷地面積1ヘクタール以上のものを有する事業者ということになってございます。

続きまして、2ページ目でございます。負担割合ですけれども、原則2分の1としてございますけれども、整備する内容等の特性に応じまして、負担割合については2分の1から3

2分の1の範囲内で定めてございます。

また、各事業者の負担額につきましては、各事業者が利用されている敷地面積の割合に準じて徴収するという事で、具体的な負担額の算定でございますけれども、負担金そのものは今回対象となる工事の工事費用に先ほど申しあげた負担割合を掛けたもの。それに対して、さらに負担区域内における事業場等の全敷地面積の合計分の各事業者の敷地面積の割合ということになってございます。

続きまして、3ページでございますけれども、港湾環境整備負担金制度の流れということで、負担金徴収の流れでございますが、令和元年度の工事が完了しまして、工事費等の整理とか、あと事業者の敷地面積の確認とか、そういったものを行いながら、この港湾審議会にお手元の案を提示させていただいているというところでございます。この審議会で承認いただければ、その後、2月にはすぐ負担対象工事の指定の告示を打たせていただきまして、各事業者様に負担金の額の確定通知を出させていただきます。年度末までに負担金を納付いただくというような流れを予定してございます。

続きまして、4ページでございますが、今回の諮問事項ということで、港湾環境整備負担金負担対象工事の指定でございます。具体的な諮問内容は先ほど表をお示ししたときに御説明しました8項目になります。繰り返し申しあげますが、工事の種類、工事の名称、工事が実施された場所、工事の完了した日、工事に要した費用、負担区域、負担割合、負担区域内の事業場等敷地面積の合計、以上になります。

これらについて具体的にまとめましたのが、次のページの表の内容になります。先ほどの8項目というのを一番初めの1行目に書いてございまして、それらの内容を下に列挙させていただきます。

一番初めに、工事の種類を見ていただきたいのですが、種類としては4種類ございますが、一番上の港湾環境整備施設つまり緑地等の建設または改良工事というのは今回ございませんので、それより下の3つの種類のものが今回の対象になります。

そのうちの1つ目でございますけれども、港湾環境整備施設の維持の工事ということで、これは具体的には臨港緑地の維持工事でございます。臨港緑地につきましては、在来臨海部にある比較的小規模な緑地としまして、此花区、港区、大正区、住之江区の臨港緑地17か所とそれ以外の市外からの利用も含めた比較的大規模な緑地ということで、此花区の舞洲でございますとか常吉西の緑地、さらには住之江区のコスモスクエア海浜緑地等がございます。これらの2つに分けて、それぞれの負担割合を設定してございます。

初めに、臨海部にある在来臨海地区の緑地につきましては、工事の費用というのはそこにお示ししているとおりでございまして、負担割合としては2分の1。コスモスクエア海浜緑地等大規模な緑地かつ市外からの利用者が多い緑地というのはその下段にありまして、工事費は示したとおりでございまして、負担割合については16分の1。これはやはり在来臨海部に立地する事業者に対して、市外の利用者が多い緑地につきましては、この辺りちょっと負担割合というのを従来から低減をさせていただいているというところでございます。

続きまして、港湾における汚泥、その他公害の原因となる物質排除その他の処理のための工事としまして、大阪港では公害汚泥の排除工事を実施してございます。実施場所は港湾区域内でございまして、工事に要した費用は1億2,400万円ほどでございます。負担割合としましては、これは32分の1ということでございまして、これは汚染の直接の原因者が不明というところもございまして、臨海部に立地する事業者には最低限の負担割合ということで32分の1と設定させていただいてございます。

最後に、漂流物の除去、その他の清掃のための工事でございますけれども、具体的には港内清掃を昨年度は行ってございまして、それに対しては、通常どおり負担割合は2分の1ということで行わせていただこうと思っております。

合計、工事に要した費用としまして、最下段でございますが、4億5,600万円ほどが負担対象工事の費用となりますけれども、これに対して、御負担いただく各負担事業者の実質的な負担額は4,500万円ぐらいになるかなと思っております。

次の6ページ目以降は具体的な工事の内容について、場所と併せてお示しさせていただいております。初めの臨港緑地の維持工事でございますが、先ほど申しあげた2つの区分の緑地がございまして、在来臨海部の緑地につきましては1億400万円ほど、コスモスクエア等大規模な埋立地の緑地につきましては2億600万円ほどになってございます。主に照明灯の補修でございますとか、樹木の剪定とか、そういったものが内容になります。

続きまして、7ページでございますけれども、公害汚泥排除工事ということで、大阪港湾区域内の木津川運河でございますとか木津川の公害汚泥を除去してございまして、それが1億2,000万円ほどになります。最後に、港内清掃といたしまして、港湾区域内の全般でございますが、2,200万円ほどで工事をさせていただいているというところでございます。

これらの場所が分かるよう、特に緑地のほうは2つの区分がございまして、最後の8ページに、位置図をつけさせていただいております。緑地の名称のうち黒くハッチをつけさせていただいているものが、負担割合が16分の1の工事ということでございます。

港湾環境整備負担金についての説明は以上でございます。

○森下部会長　　ありがとうございました。

質疑に入ります前に、この件につきましては、昨年12月25日に本審議会幹事会を開催しておりますので、その結果について、大阪港湾局の丸山計画整備部長から報告をお願いいたします。

○丸山計画整備部長　　計画整備部長、丸山でございます。御報告申し上げます。

去る12月25日、大阪港湾局会議室におきまして、大阪市港湾審議会の幹事会を開催いたしました。本日の審議会にて御審議いただきます港湾環境整備負担金負担対象工事の指定について（案）につきまして、特段の異議なしという結論を得てございます。

以上、御報告申し上げます。

○森下部会長　　ありがとうございました。

それでは、ただいまの議案につきまして、御意見、御質問がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

御意見、御質問もございませんようですので、答申についてお諮りしたいと思います。

本日の議案であります港湾環境整備負担金負担対象工事の指定について、原案のとおり適当であると答申を行うことで御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○森下部会長　御異議がございませんので、原案のとおり適当であると答申を行うことといたします。

以上をもちまして本日の議事については終了いたしました。進行を事務局にお返しします。

○芦田総務課長　御審議ありがとうございました。

お時間もまだございます。せっかくの機会でございますので、本日の議事以外でも結構でございます。何か御意見とか御質問等がございましたらお伺いしたいと考えておりますけれども、よろしいでしょうか。

それでは、特段、御意見とか御質問等ございませんので、これをもちまして第69回大阪市港湾審議会を終了いたします。

本日は、御多忙のところ御出席賜り、誠にありがとうございました。

閉 会　15時30分

大阪市港湾審議会 専門部会長 森下 貴史 印

大阪市港湾審議会 委員 代 西村 一起 印

大阪市港湾審議会 委員 代 村上 良明 印

付属資料

1 諮問書

大大阪港第 288 号
令和 2 年 12 月 9 日

大阪市港湾審議会 会長 様

大阪港港湾管理者 大阪市
代表者 大阪市長 松井 一郎

港湾環境整備負担金負担対象工事の指定について（諮問）

標題について、別紙議案のとおり定めたいので、港湾法第 43 条の 5 第 2 項及び
大阪市港湾環境整備負担金条例第 9 条第 2 号の規定により諮問します。

※ 別紙 港湾環境整備負担金負担対象工事の指定について（案）は省略

2 答申書

大 港 湾 審 第 4 号
令和 3 年 1 月 26 日

大阪市長 松井 一郎 様

大阪市港湾審議会
会長 竹林 幹雄

「港湾環境整備負担金負担対象工事の指定」について（答申）

令和2年12月9日付け大大阪港第288号により諮問のあった標題について審議した結果、「原案のとおり適当である」と答申します。